

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度河内町一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

86,550 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	57,085	42,813	0	14,272	2,717
	介護保険	420,589	366,787	0	53,802	10,242
	後期高齢者医療	200,071	24,600	0	175,471	33,402
社会福祉	児童福祉	327,427	90,771	10,000	74,313	14,146
	老人福祉	13,310	0	0	13,310	2,534
	障害者福祉	13,294	6,646	3,323	3,325	633
	医療福祉	62,929	19,932	0	42,997	8,185
保健衛生	保健総務	49,835	0	0	5,384	1,025
	母子健康指導	4,869	150	0	4,719	898
	疾病予防	57,631	0	0	57,631	10,970
	健康づくり	9,446	0	0	9,446	1,798
合計		1,216,486	551,699	13,323	454,670	86,550

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。